

表1-1 脳・心臓疾患の一般職国家公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	協議件数		5	4	4	11	1
	判断件数		5	3	6	6	2
	うち認定件数		3	1	2	3	0
	(認定件数の占める割合)		(60.0%)	(33.3%)	(33.3%)	(50.0%)	(0.0%)
うち死亡	協議件数		2	3	1	6	1
	判断件数		2	1	3	3	1
	うち認定件数		2	1	1	2	0
	(認定件数の占める割合)		(100.0%)	(100.0%)	(33.3%)	(66.7%)	(0.0%)

【審査申立事案の容認判定状況】

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
脳・心臓疾患	容認判定件数		0	0	0	0	1
	うち死亡		0	0	0	0	0

注 1 本表は、人事院規則16-0(職員の災害補償)別表第1第8号に係る脳・心臓疾患について集計したものである。

2 「協議件数」は、各府省が脳・心臓疾患の公務上外認定に当たって、事前に行うこととされている人事院への協議が行われた件数で、当該年度内に受け付けた件数である。

3 「判断件数」は、当該年度内に公務上又は公務外の判断を行った件数で、当該年度前に協議があったものや審査申立てにより公務上の災害とすべきとされ、当該年度内に改めて判断した件数を含む。

4 「認定件数」は、「判断件数」のうち「公務上」と認定した件数である。

5 「認定件数の占める割合」は、「認定件数」を「判断件数」で除した割合である。

6 審査申立事案の「容認判定」とは、審査申立てにより当該年度に公務上の災害とすべき(容認)と判定された件数であり、既認定事案で追加容認された事案を含む。

図1 脳・心臓疾患に係る協議、判断及び認定件数の推移

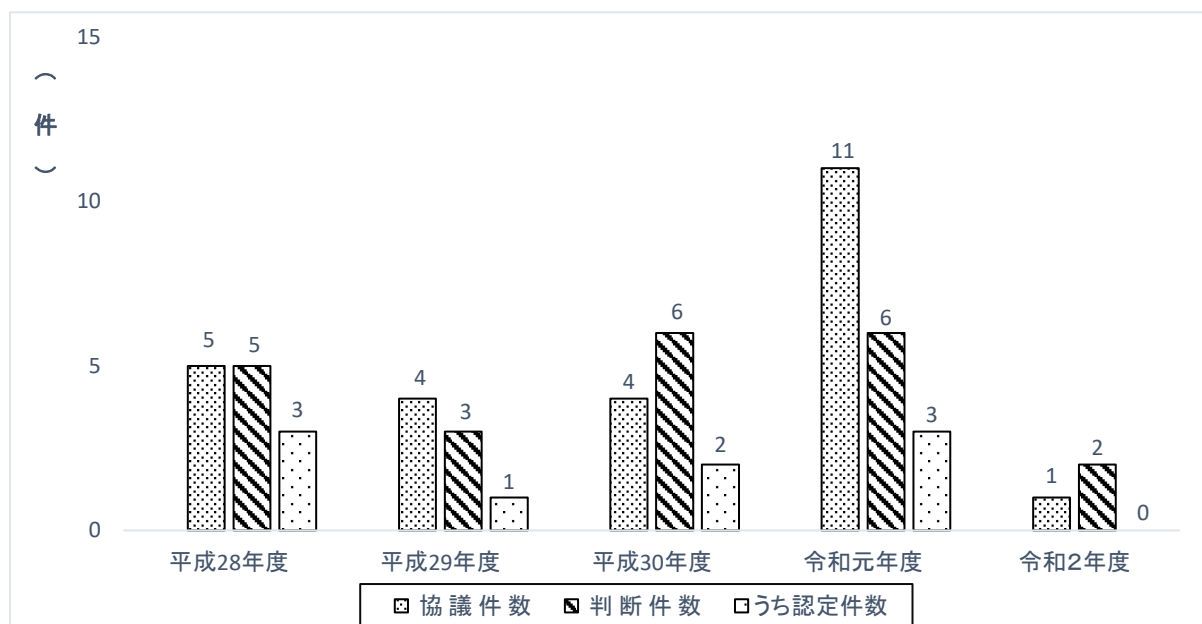


表1-2 脳・心臓疾患の職種別協議、判断及び認定件数

職 種	年 度		令和元年度			令和2年度		
	協 議 件 数	判 断 件 数	判 断 件 数		協 議 件 数	判 断 件 数	判 断 件 数	
			うち認定件数	うち認定件数			うち認定件数	うち認定件数
一 般 行 政 職	7	2	1		1	2	0	
専 門 行 政 職	1	0	0		0	0	0	
公 安 職	2	1	0		0	0	0	
教 育 職	0	0	0		0	0	0	
研 究 職	0	0	0		0	0	0	
医 療 職	0	1	0		0	0	0	
福 祉 職	0	0	0		0	0	0	
指 定 職	0	0	0		0	0	0	
そ の 他	1	2	2		0	0	0	
合 計	11	6	3		1	2	0	

注 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職：②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職：航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職：刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職：海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職：研究所研究員等
- ⑥ 医療職：医師、看護師等
- ⑦ 福祉職：児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職：事務次官、局長等
- ⑨ その他：検察官等

表1-3 脳・心臓疾患の年齢別協議、判断及び認定件数

年 齢	年 度		令和元年度						令和2年度					
	協 議 件 数	判 断 件 数	判 断 件 数				協 議 件 数	判 断 件 数	判 断 件 数					
			うち認定件数		うち認定件数				うち認定件数		うち認定件数			
			うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡			うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 ～ 39 歳	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 ～ 49 歳	4	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50 ～ 59 歳	6	4	4	2	2	2	1	1	2	1	0	0	0	0
60 歳 以 上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	11	6	6	3	3	2	1	1	2	1	0	0	0	0

表1-4 脳・心臓疾患の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	令和元年度		令和2年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	0	0
20時間以上～40時間未満		0	0	0	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	0	0
80時間以上～100時間未満		0	0	0	0
100時間以上		3	2	0	0
その他		0	0	0	0
合計		3	2	0	0

注1 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前2か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。

3 「その他」の件数は、異常な出来事に遭遇したこと等により、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

表1-5 脳・心臓疾患の常勤・非常勤別判断及び認定件数

区分	年度	令和元年度				令和2年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
常勤職員		6	3	3	2	2	1	0	0
非常勤職員		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		6	3	3	2	2	1	0	0

表2-1 精神疾患等の一般職国家公務員の公務災害補償状況

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神疾患等	協議件数		14	15	15	33	30
	判断件数		14	21	13	24	26
	うち認定件数 (認定件数の占める割合)		5 (35.7%)	12 (57.1%)	4 (30.8%)	13 (54.2%)	8 (30.8%)
うち死亡	協議件数		2	3	4	6	3
	判断件数		4	2	1	7	3
	うち認定件数 (認定件数の占める割合)		3 (75.0%)	1 (50.0%)	1 (100.0%)	4 (57.1%)	2 (66.7%)

【審査申立事案の容認判定状況】

区分		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
精神疾患等	容認判定件数		0	1	0	0	1
	うち死亡		0	0	0	0	0

注 1 本表は、人事院規則16-0(職員の災害補償)別表第1第9号に係る精神疾患等について集計したものである。

- 「協議件数」は、各府省が精神疾患等の公務上外認定に当たって、事前に行うこととされている人事院への協議が行われた件数で、当該年度内に受け付けた件数である。
- 「判断件数」は、当該年度内に公務上又は公務外の判断を行った件数で、当該年度前に協議があったものや審査申立てにより公務上の災害とすべきとされ、当該年度内に改めて判断した件数を含む。
- 「認定件数」は、「判断件数」のうち「公務上」と認定した件数である。
- 「認定件数の占める割合」は、「認定件数」を「判断件数」で除した割合である。
- 審査申立事案の「容認判定」とは、審査申立てにより当該年度に公務上の災害とすべき(容認)と判定された件数であり、一部容認された事案及び既認定事案で追加容認された事案を含む。

図2 精神疾患等に係る協議、判断及び認定件数の推移

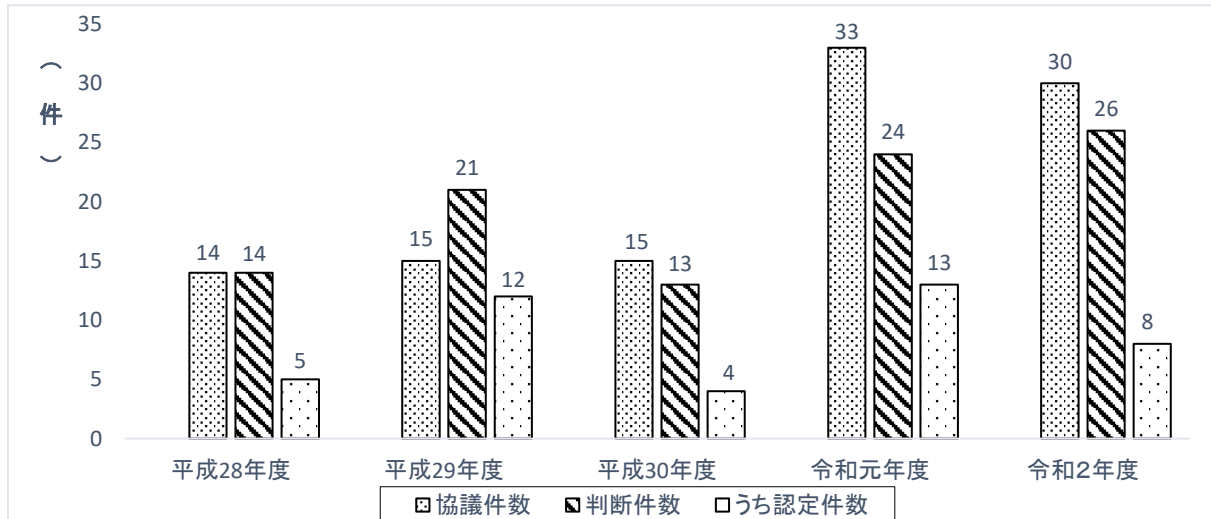


表2-2 精神疾患等の職種別協議、判断及び認定件数

職 種	年 度		令和元年度			令和2年度		
	協 議 件 数	判 断 件 数	判 断 件 数		協 議 件 数	判 断 件 数		
			うち認定件数	うち認定件数		うち認定件数	うち認定件数	
一 般 行 政 職	25	16	8		25	20	6	
専 門 行 政 職	0	0	0		0	1	1	
公 安 職	7	8	5		4	3	1	
教 育 職	0	0	0		0	0	0	
研 究 職	0	0	0		1	0	0	
医 療 職	0	0	0		0	2	0	
福 祉 職	0	0	0		0	0	0	
指 定 職	0	0	0		0	0	0	
そ の 他	1	0	0		0	0	0	
合 計	33	24	13		30	26	8	

注 職種ごとの具体例は次のとおりである。

- ① 一般行政職：②～⑨以外の一般行政従事職員
- ② 専門行政職：航空管制官、特許庁審査官等
- ③ 公安職：刑務官、海上保安官等
- ④ 教育職：海上保安大学校等の教授、准教授等
- ⑤ 研究職：研究所研究員等
- ⑥ 医療職：医師、看護師等
- ⑦ 福祉職：児童福祉施設児童指導員等
- ⑧ 指定職：事務次官、局長等
- ⑨ その他：検察官等

表2-3 精神疾患等の年齢別協議、判断及び認定件数

年 齢	年 度		令和元年度						令和2年度					
	協 議 件 数	判 断 件 数	判 断 件 数				協 議 件 数	判 断 件 数						
			うち死亡	うち死亡	うち認定件数	うち死亡		うち死亡	うち認定件数	うち死亡	うち死亡			
19 歳 以 下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20 ～ 29 歳	9	0	8	3	3	0	14	2	10	1	5	0	0	
30 ～ 39 歳	9	3	9	2	5	2	8	1	8	1	2	1	1	
40 ～ 49 歳	4	0	4	1	3	1	4	0	2	0	0	0	0	
50 ～ 59 歳	10	3	3	1	2	1	1	0	6	1	1	1	1	
60 歳 以 上	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	
合 計	33	6	24	7	13	4	30	3	26	3	8	2	2	

表2-4 精神疾患等の超過勤務時間数(1か月平均)別認定件数

区分	年度	令和元年度		令和2年度	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
20時間未満		0	0	0	0
20時間以上～40時間未満		0	0	0	0
40時間以上～60時間未満		0	0	0	0
60時間以上～80時間未満		0	0	0	0
80時間以上～100時間未満		2	1	0	0
100時間以上～120時間未満		2	1	0	0
120時間以上～140時間未満		0	0	1	1
140時間以上		2	2	0	0
その他		7	0	7	1
合計		13	4	8	2

注1 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前2か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。

2 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められるものなど超過勤務時間を評価するまでもなく公務上の災害となると判断された事案の件数である。

表2-5 精神疾患等の常勤・非常勤別判断及び認定件数

区分	年度	令和元年度				令和2年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		
常勤職員		23	7	13	4	24	3	8	2
非常勤職員		1	0	0	0	2	0	0	0
合計		24	7	13	4	26	3	8	2

表2-6 精神疾患等の業務負荷の類型別判断及び認定件数一覧

業務負荷の類型		令和元年度				令和2年度			
		判断件数		うち認定件数		判断件数		うち認定件数	
		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	
1 仕事の質・量	仕事の内容	0	0	0	0	3	1	1	1
	仕事の量 (勤務時間の長さ)	6	4	6	4	2	1	1	1
	勤務形態	0	0	0	0	0	0	0	0
2 役割・地位等の変化	配置転換	0	0	0	0	0	0	0	0
	転勤	0	0	0	0	0	0	0	0
	昇任	0	0	0	0	0	0	0	0
3 業務の執行体制		0	0	0	0	0	0	0	0
4 仕事の失敗、責任 問題の発生・対処	仕事の失敗	0	0	0	0	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	0	0	0	0	0	0
5 対人関係等の職場環境	パワー・ハラスメント					8	1	2	0
	職場でのトラブル	15	3	5	0	8	0	0	0
	セクシュアル・ハラスメント	1	0	1	0	2	0	2	0
6 公務に関連する異常な出来事への遭遇		2	0	1	0	3	0	2	0
7 その他		0	0	0	0	0	0	0	0
合計		24	7	13	4	26	3	8	2

注1 「業務負荷の類型」は、「精神疾患等の公務上災害の認定について」（平成20年4月1日付け職補-114人事院事務総局職員福祉局長）の「別紙 精神疾患等の公務上災害の認定指針」の「別表 公務に関連する負荷の分析表」による。

なお、同表は、令和2年6月1日付けで新たな「業務負荷の類型」として「パワー・ハラスメント」を加える等の改正を行っている。

2 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。判断件数に含まれる公務外の事案については、被災職員等の申立てにより判断した。

3 「公務に関連する異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事（通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの）に遭遇したものの件数である。

4 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。